

仙台市内
指定障害児通所支援事業所 各位

仙台市健康福祉局障害者支援課長

障害児通所支援における定員超過利用減算の取り扱いについて（通知）

平素より、本市障害福祉行政につきましてご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、今般、児童発達支援及び放課後等デイサービスにおける定員超過利用減算が適切に算定されておらず、障害児通所給付費が過大に支給されている事例が、令和3年度会計検査院実地検査により確認されました。そのことについて、厚生労働省から別添のとおり事務連絡がありましたので、お知らせいたします。

市内の指定障害児通所支援事業所におかれましては、当該事務連絡の別紙1により指摘事項をご確認いただき、下記についてご対応いただくとともに、引き続き適切な事業所運営に努めていただきますようお願いいたします。

記

1 定員超過利用減算の要件等について

定員を超えて利用者を受け入れる場合に、下記のいずれかの基準を超えると、30%の減算が生じます。(別添図「定員超過利用減算の考え方」および別添事務連絡知の別紙2参照)

(1) 1日の利用者数が定員の150%を超える場合

(2) 前3月の利用者数の平均が定員の125%を超える場合

※定員が11人以下の場合、定員に3を加えて得た数を超える場合

2 定員を超えて利用者を受け入れる場合の注意事項について

定員を超えて利用者を受け入れている場合は、毎月の報酬の請求に当たって、下記により定員超過利用減算の要否を確認し、要件に合致する場合は、遺漏なく減算を算定してください。

(1) 日ごとに定員超過利用減算の要件を確認すること

(2) 月ごとに定員超過利用減算の要件を確認すること

なお、月の利用実績に基づく減算の要否については、別添事務連絡の別紙「障害児通所支援事業所における定員超過利用減算対象確認シート」を用いて適切に請求事務を行ってください。

(裏面に続く)

3 定員超過が恒常的である場合の定員増員の検討について

定員超過が恒常的である場合は速やかに下記担当までご連絡いただき、必要に応じて定員の増加等をご検討ください。

※新型コロナウイルスに関連した理由や、やむを得ない事情から定員を超えて利用者を受け入れる場合については、定員超過利用減算を適用しない取扱いとされていますので、ご留意ください。

(参考)

- ・「障害児通所支援における定員超過利用減算の取扱いについて」
(令和4年2月28日 厚生労働省事務連絡)
- ・「新型コロナウイルス感染症防止のための障害児通所支援に係るQ&Aについて（令和3年9月22日版）」

担当 障害者支援課施設支援係 丸田
電話 022-214-8188 (直通)
FAX 022-223-3573
E-mail shisetsushien@city.sendai.jp